

FAO 第2回林業閣僚会合報告

永 目 伊知郎

1999年3月8及び9日、ローマのFAO本部において第2回（第1回は、95年3月）の林業閣僚会合が開催され、我が方より、亀谷農林水産政務次官ほかが出席した。概要は以下の通り。

1. 目的、参加国、議長等の選出

- ・本会合は、森林・林業関係の国際的な懸案事項の重要性、緊急性に鑑みて、FAO事務局長が加盟国に開催を呼びかけるもので、95年に続いて2度目の開催となる。
- ・FAOの加盟国127か国、オブザーバーとして1か国、ローマ教皇庁、国連代表、IFF、2政府間機関及び3NGOが参加。
- ・議長には、フィンランドのカレヴィ・ヘミラ農林省大臣、副議長にはキューバのラモス・ペレラ森林省副大臣が選出された。

2. 持続可能な森林経営のための国際的取り決め（議題4）、森林火災に取り組む地球的行動（議題5）、FAO戦略的枠組み2000-2015（議題6）

主要各国代表の演説の概要は次の通り。

(1) 我が国

a. 國際的取り決め

地球サミット以降の各方面の取組みにも拘らず、森林の減少・劣化の速度は衰えておらず、既存の取組みの内容・ペースの継続では充分ではない。IFFでの国際的な取り決め及びメカニズムに関する内容の特定とコンセンサスの形成についても、現状ではとても確たる結論を期待したい。国際的な取組みの成果をすべての国において早急かつ着実に実行

するために、何らかの枠組みを国際的なコンセンサスの下に構築することが重要である。この枠組みの下で、SFM を政策の最上位目的の 1 つと位置づけ、国際的に共有できる概念や手法の下で効果的・効率的に「国家森林プログラム」の整備・実施を図り、基準・指標の策定・適用を進めることが重要である。

b. 森林火災

現在インドネシアにおいて実施中の「森林火災予防計画プロジェクト」と一昨年の緊急援助隊の派遣や消火機材等の供与実績を紹介し、昨年 12 月の JICA、インドネシア政府、ITTO の共催による「東南アジア森林火災フォーラム」の成果を報告した。また、大規模な森林火災に一層効果的・効率的に対処していくためには、各ドナー間での協調や、衛星データの情報共有等についての一層の推進が必要である。

c. 林産物貿易と持続可能な森林経営

WTO での次期交渉との関連で、今後の林産物貿易を考えるに当たり、一部の国が主張しているような林産物の輸入関税撤廃が世界の持続可能な森林経営に寄与するとは考えない。再生産が確実に行われない森林からの林産物が、適切な森林資源管理が行われている森林からの林産物と競合することのないよう、また、林産物貿易が非持続的な森林経営を助長することのないように配慮することが重要である。

d. FAO 戰略的枠組み

森林・林業問題の複雑性と分野横断的な性格、限られた資金等の現状を考えれば、各国や国際機関等の間で、一層緊密な協調と連携が求められている。同分野に関して最も広範な能力と責任を有する FAO が、国連の専門機関として、資金等の資源を最大限活用しつつ、今後とも「地に足のついた」活動をさらに充実・強化し、各国や関係する国際機関、NGO との緊密な関係の下で、世界的な森林・林業問題への対処に中核的な役割を担うことを見た。

(2) カナダ

a. 國際的取り決め

世界的に持続可能な森林経営を達成するためには、法的拘束力を持つ取り決めが最も有効な手段である。このような取り決めに向けたコンセンサスの形成のため、カナダとコスタリカのイニシアティブによる国際的専門家会合とそれに続く一連の地域会合を開始している。

b. 森林火災

カナダは、気象データに基づく森林火災モニタリングシステムを開発し、ASEANにおいて稼働中。火災対策を効果的に実施する観点からも、森林条約等のうしろだてが必要。

c. FAO 戦略的枠組み

FAO は森林分野の活動に対し、より重点的な予算配分を行うべき。

(3) ドイツ (EC 代表)

a. 国際的取り決め

森林に関する既存の取り決め等は、森林を部分的・一面的にしか取り扱っておらず、IFF が終了する 2000 年以降、森林を包括的に扱う政策対話のための適切な枠組みが必要。そのような枠組みは、

- ① 合意された基準・指標に基づく持続可能な森林経営に関する共通理解の促進、
 - ② 持続可能な森林経営の国レベルでの実践・モニター・見直し、
 - ③ 国際的な資金等の効果的な移転、
 - ④ WTO や ITTO との対話や整合性の下で持続可能な森林経営からの林産物の貿易促進、
- などの機能を含むべき。

b. 森林火災

土地利用の改善、森林火災の直接・間接的な原因の究明、予消防対策の推進などの観点からも、統合的・包括的なアプローチを講ずるための枠組みが有効。FAO は、各国際機関の協調による世界的な森林火災モニタリングシステムの構築をリードすべき。

c. FAO 戦略的枠組み

各国際機関は、それぞれ得意とする分野で重点的な活動を行うべきであり、FAO も、得意分野に集中すべき。FAO は、森林分野に正当な位置づけを与えるべき（現状は農業と関連した視点が強すぎる）。

(4) ニュージーランド

a. 国際的取り決め

現時点では、法的拘束力を持つ取り決めの必要性や効果を感じない。森林減少の根本原因（貧困、食料生産、人口増加など）は、条約のような幅広い枠組みではなく、それぞれの問題に対応した個別の政策措置で対処すべき。持続可能な森林経営に向けた取り組みは、①地域的なもの

であり、②市場ベースのものであり、③WTOと整合性を持つものであるべきであるが、①拘束力の強い枠組みには、各国・地域の特性の差異を反映しにくく、②基準・指標のような法的拘束力を持たない取り組みが浸透するにはまだ時間が必要であり、③生産される木材のごく一部しか貿易されていないことから、法的拘束力を持つ取り決めは効果的とは言えない。

b. 森林火災

既存の国際的な取り組みを支持。

c. FAO 戦略的枠組み

FAO 戦略的枠組みに係る参加型プロセスを歓迎。与えられた資金等の制約の下で、得意分野への活動の重点化・優先順位づけを進めるべき。

(5) オーストラリア

a. 國際的取り決め

法的拘束力を持つ国際的取り決めのみに焦点を絞るのは時期尚早であり、できるだけ幅広い選択肢を残しつつ検討を行うべき。

b. 森林火災

オーストラリアは、東南アジアにおける森林火災対策として、水のう投下、消火機材及び訓練、一般市民への普及啓発、大気汚濁監視装置の提供などで貢献。FAOとメンバー国は、森林火災対策の推進に向け協調した取り組みを強化すべき。

c. FAO 戦略的枠組み

FAOが、その戦略と得意分野を明確に示すことが必要。戦略的枠組み文書（ドラフト）はさらに焦点を絞った簡潔明瞭なものとなるよう要望。これに基づき、FAO活動の優先順位づけ、成果の評価、限られた資金等の有効活用を図るべき。

(6) アメリカ

a. 国際的取り決め

米国としては、新たな国際的取り決めが持続可能な森林経営の達成に役立つかどうかを考える際には、以下の観点を十分考慮する考えである：

- ① 森林資源の管理は各國の主権に委ねられていること、
- ② この5年ほどの間に、民間を含む様々な実践的取り組みが進んでいる

こと、

- ③ 法的拘束力を持つ取り決めは、取り組みの強化につながるどころか、逆の場合もありうること、即ち、資金等が実質的な活動ではなく形を取りつくろうために使われる危険があること、
- ④ 森林に関する新たな取り決めを作ったとしても、既に存在する 25 もの森林に関連する法的拘束力を持つ取り決めの効力もそのまま維持されること、
- ⑤ 結局のところ、森林に関する取り組みの効果は政治的な決意にかかっているのであって、何年もかけて新たな官僚機構を作るだけでは意味がないこと。

b. 森林火災

次回のエルニーニョ現象までの予想される期間を考慮し、国際的に協調した取り組みを進めるべき。

c. FAO 戦略的枠組み

内容的に欲ばかり過ぎであり、焦点を絞るべき。森林分野に正当な位置づけが与えられるべき（ドイツと同様）。

(7) ブラジル

a. 国際的取り決め

法的拘束力を持つ国際的取り決めが単純に万能薬となるとは考えない、国際的取り決めについては、幅広い国の参加が得られるかどうか、実行に伴う充分な資金が確保できるなど、明らかになっていない点も多い。将来的に条約交渉に参加することを拒むものではないが、現時点での他の選択肢を見失うようなことは避けるべき。

b. 森林火災

ブラジルは、アマゾンの森林のリモートセンシングとデータ分析の事業 (PRODES)、アマゾン南部における森林周縁部における人間活動監視のプロジェクト (PROARCO)、アマゾン全体の監視・警戒事業 (SIVAM) などの取り組みを推進中。

c. その他

どのような取り組みにもコストがかかる。経済の安定、国際社会による資金供与、技術移転、森林の産物・サービスに係る市場アクセス（関税・非関税障壁の撤廃）等が必要。例えば、一部の国の地方自治体による熱帯木材に対する差別的取扱いなどの貿易障壁は、持続可能な森林経

宮への重大な障害。

(8) インドネシア

a. 國際的取り決め

國際的取り決めについては、環境保全の機能が十分に組み込まれているかどうか、生物多様性条約など既存の取り決めで個別に対処するより効率的であるかどうか、一層の検討が必要である。國際的取り決めは、単に貿易の側面だけではなく、環境保全と経済発展をバランスよく達成するような包括的なメカニズムであるべきである。

b. 森林火災

昨年の火災に対する国際社会の支援に感謝。関係機関による協議グループの下で、国内にある各プロジェクト間の協調を図っている。

c. FAO 戰略的枠組み

以下の内容が、取り込まれるべきである。

① 経済危機に対応した中期的プログラムの実施

② 森林の水源かん養機能への着目

③ 森林に関する伝統的知識 (TFRK) の利用に関する調査の実施

④ 林業普及プログラムの促進

d. その他

木材製品の市場アクセスの改善は、途上国において持続可能な森林経営の達成を図るために重要な問題。木材認証・ラベリングは、熱帯林等に対する不当な差別の手段として使われないようにすべき。

(9) マレーシア

a. 國際的取り決め

生物多様性条約等に現在ある法的拘束力を有する措置の下での森林問題の取り扱いは、断片的なものでしかなく、包括的な取り扱いではない。全てのタイプの森林を対象とした国際的な法的拘束力を有する措置に向けて、各国が進んでいくべき。

b. 森林火災

ASEAN 諸国は、ASEAN 地域煙害行動計画 (RHAP) の下で、各国の取組を協調させ、森林火災と煙害の防止に努めている。

c. FAO 戰略的枠組み

① 実施したプログラムの影響、効率性及び成功率等の評価をすべきである。

② 食料や農業が強調されることは理解できるが、持続可能な天然資源（すなわち森林）管理にもっと重点をおくべきである。

d. その他

NGO や地方自治体の圧力等により、市場アクセスが制限される場合には、マレーシアの持続可能な森林経営の実施に向けた取り組みが阻害される。また、マレーシアは、認証や基準・指標に反対しているわけではないが、木材消費国において、見せかけの持続可能な森林経営の名の下に進められているケースが見受けられる。認証は全てのタイプの森林に適用されるべきで、熱帯材を差別するものであってはならない。

3. 閣僚会合の宣言の採択（議題 7）

採択されるまでの経緯は以下の通り。

(1) 宣言案準備会合（コンタクト・グループ）の構成

3月1日から5日まで当地FAO本部において開催された第14回林業委員会(COFO)に並行して、標記会合の宣言の準備作業が開始され、引き続いて開催された8,9日の閣僚会合中も最終ドラフティング作業が続けられた。

当初COFOのドラフティング委員会の構成国(14か国。ただし、日本は含まれない。)が閣僚宣言文についても検討するという案もあったが、日本等の反対により別途コンタクト・グループ(日本、アメリカ、カナダ、ドイツ、チェコ、セネガル、ザンビア、インド、中国、イラン、モロッコ、ブラジル、キューバ)が構成され、議長にはCOFO副議長のラモス・ペレラ森林省副大臣(キューバ)が選出された。ただし、同コンタクト・グループの性格は、他の国も参加できる(open-ended)こととされた。

(2) 宣言案作成経過(COFO期間中の協議)

2日に何らドラフト案がないまま意見交換の場が設けられ、各国から、事務局が先ずドラフト案を作成すべきとの意見が多く出され、翌日までに事務所がドラフト案を作成することとなった。

3日夕刻に事務局案が提示されコンタクト・グループが開かれたが、各国より第一印象が述べられるにとどまり、持ち帰り詳細に検討した上で意見交換したいとの意見が多く、議論されることなく終了した。

4, 5日と、パラグラフ毎に検討が精力的に行われた。主な意見は次の通り。

- ① 我が方からは、将来の国際的な取り決めやメカニズムの検討に関してのFAOの役割として、国家森林プログラムと基準・指標の実施・適用の推進（パラ10）を盛り込むことを主張し、取り入れられた。
- ② また、アフリカグループから森林分野以外の政策（特に、林地の農地への転用促進、土壤や水質への負の影響をもたらす構造調整プログラム、農産品の関税障壁及び農業補助金）が持続可能な森林経営の達成をしばしば困難にしているとの指摘がなされた。我が方より、趣旨を汲みつつより建設的な表現振りにすべきであると発言し、修文骨子案として「総合的土地利用政策と相互補完的な貿易と環境政策の重要性」を提案したところ、NZ、カナダ、ブラジルから支持があり、それに呼応する形で、アメリカより修文案として「農業や貿易政策を含む森林分野外の政策によって森林が負の影響を受け得ることに留意し、持続可能な森林経営を支援するためには、総合的な土地利用や貿易と環境の相互補完的な関係を担保する政策が必要であることを認識し、」が提案され合意された。

(3) 宣言案作成経過（閣僚会合期間中の協議）

8日には5日までにまとめられた宣言案の最終的な検討がコンタクト・グループに参加しなかった国も含めて行われ、ドイツ、カナダ、アルゼンチン、イラン、ドミニカ等より宣言案の内容に関わる修正意見が数多く出され紛糾したが、各パラグラフとも微妙なバランスの下にドラフトされた経緯を踏まえ、他のメンバー及び議長よりの表現振りの改善にとどめ、コンタクト・グループとして5日までにまとめられた案で合意してはどうかとの意見が出され、各国一応了解した（アドレフ・ベース：暫定的に）。

(4) 宣言案の採択

9日に各国ステートメントを了し、ドラフト案採択に向け全体会合にて協議されたところ、リビア等から、低森林被覆国への支援の必要性（砂漠化に加えて干ばつ対策の必要性）と林業委員会の決議を引用し閣僚宣言としてコミットするべきとの意見が出され、アラブ、アフリカ諸国より多くの支持表明がなされた。米国から修正案として、「干ばつ対策」及び「第14回林業委員会の勧告を歓迎し、それらの早期実施促進の観点から、FAO総会での承認を奨励し、」の追加が提案され採択され閉会した。

4. 所感

(1) 基礎的認識

- a. 今次林業閣僚会合は、2000年を期限として進められている「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」における対話の促進や、近年世界各地で頻発する大規模な森林火災への早急な対処などの必要性及び緊急性から見て、時宜を得たものであった。
- b. また、FAOに対する世界第2位の資金拠出国である我が国として、FAOが今後重点的に行うべき活動やその方向性について明確に意思表示を行う機会としても重要であった。
- c. このような中で、我が国の政府代表演説は、極めて建設的であり、FAOが来世紀に向かって目指すべき方向性を指示示す点も多かったとして、各国出席者からは総じて高い評価と歓迎の意が示された。
- d. 一方、我が国としては、2000年からの次期WTO交渉との関連からも、持続可能な森林経営の達成方策としての国際的な取り決めなどの取り組みについて議論が行われた今次会合は、意義深いものがあった。

(2) 持続可能な森林経営のための国際的な取り決め

- a. 本議題については、IFFにおいて、その内容の特定と国際的なコンセンサスの形成を行うこととされており、2000年のCSDにおいて、IFFでの結論を踏まえ、政府間交渉を開始するかどうかを決定することとされている。現時点では、各国の考え方大幅な相違があり、コンセンサスが形成されるには至っていない。
- b. 今次林業閣僚会合での主要国の代表演説においても、①法的拘束力を持つ取り決めが必要と主張するカナダやマレイシア、②コンセンサスに基づき何らかの枠組みを構築することが重要とするドイツ（EC代表）や我が国、③法的拘束力を持つ取り決めは幅広い選択肢の一つではあるが、他の方策も含め、その内容をさらに検討する必要があるとするオーストラリアやブラジル、インドネシア、④法的拘束力を持つ取り決めの必要性は低いとするアメリカやニュージーランドなど、その立場は様々であり、今後も急速にコンセンサスが形成されるとは言い難い現状にある。
- c. しかしながら、今次林業閣僚会合においては、2000年のCSD第8回会合以降も森林問題に関する政策対話を継続し、持続可能な森林経営の達

成に向けた国際的な取り組みを一層推進することが必要であるとの点については、ほとんどの国が一致しており、「林業に関するローマ宣言」においても、「地球的な森林政策対話のための将来の取り決めに関する建設的で前向きな成果を得るため努力する」ことが盛り込まれたことは、今後のIFFにおける本件に係る議論の促進に大きく貢献するものと期待される。

(3) 森林火災に取り組む地球的行動

- a. この分野に関しても、我が国は二国間・多国間の取り組みを積極的に行ってきており、これに対する国際的な評価は極めて高いものがある。一方、我が国を含め多くのドナー国・機関がそれぞれのアプローチで取り組みを進める中、これら各ドナーによる取り組みの成果が必ずしも効果的・効率的に活用されていないのも現実である。
- b. このため、我が国は、衛星データの情報共有などを含め、各ドナーが一層の協調を図る必要がある旨主張しその内容が、「林業に関するローマ宣言」においても、「森林火災を防止・モニターする活動をFAOと他の国際機関、援助機関等が共同して取り組み、加えて、森林火災の根本原因問題に対処するため、さらに関係機関で協調していく」というラインで盛り込まれた。
- c. 特に、宣言文に盛り込まれた「森林火災のモニター」及び「根本原因問題への対処」については、例えばJICAを通じてインドネシアにおいて実施している「森林火災予防計画プロジェクト」において我が国が着実に成果を上げてきている分野であり、今後、他のドナー国や関係国際機関等との連携を一層強めつつ、我が国の成果や知見が国際的に有効に活用されるよう努める必要があろう。

(4) FAO 戰略的枠組み 2000～2015

- a. 急速に進行する世界の森林の減少・劣化を抑制するためには、人口や貧困問題への対処をはじめとして、適切な貿易政策や土地利用政策の確立など、複雑かつ分野横断的な取り組みが求められるところ、森林・林業分野の専門機関であるFAOに対しては、より複雑かつ高度な技術や知見が求められつつある。一方、限られた資金等の与えられた条件の下で、その対応できる範囲にも自ずと限界もある。
- b. このため、FAOが、今後優先的・重点的に取り組むべき活動を明確にする一方で、関連する様々な分野の二国間・多国間ベースの機関や

NGO 等とも緊密な連携を図り、既存の取り組みの成果を最大限活用していくことが重要である。

- c. 特に、宣言文における「持続可能な森林経営のための基準・指標及び国家森林プログラムの開発と実施」への言及は、今後各国が持続可能な森林経営を進めていく上での基盤となるべき項目として我が国から提案したものであり、我が国としても、FAO へのトラスト・ファンドの拠出（平成 11 年度新規事業）を通じて、これらの分野での FAO の活動を支援していくこととしているところである。

(5) 林業に関するローマ宣言

- a. 同宣言について我が国は、閣僚会合に先立って行われた第 14 回林業委員会（COFO）の期間中に開始された協議を含め、その案文作成に積極的に参画した。特に、林産物貿易が非持続的な森林経営を助長することがないよう十分に配慮することが必要である、と我が国が主張した点が取り入れられ、全体としても、現実的かつ実施可能な内容となったと考える。
- b. また、上記のとおり我が国が宣言文の取りまとめに積極的に貢献したことに対し、FAO や各国出席者からも高い評価と謝意が示されたところであり、我が国政府代表演説に対する高い評価と併せて、森林・林業分野における我が国の存在感の向上が図られたものと考える。

林業に関するローマ宣言（仮訳）

1999 年 3 月 9 日

我々、森林担当大臣またはその代表は、1999 年 3 月 8~9 日に FAO のスポンサーシップによりローマの FAO 本部で開催された二度目の「林業に関する閣僚会合」に集い、森林の持続可能性の問題、国内的及び国際的な問題について検討した。

森林が、95 年の「林業に関するローマ宣言」と 96 年の「世界食料サミットの行動計画」に唱われているように、すべての人類と将来の世代の福祉、生活と食料安全保障、及び地球全体の生命支援システムとして、極めて重要であることを強調し、

多くの地域での森林減少・劣化に関連した重要な問題に深い関心を有し、世界的な持続可能な森林経営の推進によって、生態系としての森林の一貫性を維持する必要性を強調し、

この閣僚会合が FAO の事務局長によって召集され、世界の森林の持続可能な経営に向けた取組みを国内的そして国際的に早急に推進する必要性を強調するため、そして持続可能な森林経営を支援する国際的な措置、森林火災を取り扱う世界的行動、及び FAO の 2000～2015 の戦略的枠組みについて検討することを目的としていることに留意し、

FAO の森林資源評価における役割を含む持続可能な森林経営に関する今日までの進展と、持続可能な森林経営のための基準・指標及び国家森林プログラムの開発と実施を含む国家及び地域レベルでの顕著な成果を歓迎し、

国連の「持続可能な開発委員会（CSD）」の下で限定された任期を有して設置された「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」においても、国際的な取決めや機構を含む、持続可能な森林経営に関する問題を検討していることに留意し、

自主的でインセンティブに基づいた手法、民間部門のイニシアティブ、地域間の協定やイニシアティブ、法的拘束力を有するかまたは有しない世界的な措置等、持続可能な森林経営を支援する国際的な取決めや機構には幅広い選択肢があることを確認し、

持続可能な森林経営の環境的、社会的及び経済的側面を取り扱う国際的な取決めや機構が既にいくつも存在すること、及び、将来の国際的な取決めや機構の必要性及び性格は 2000 年に開催される第 8 回 CSD において優先項目としてより詳細に検討されるべきことに留意し、

この閣僚会合が、国際的な取決めや機構に関する意見を交換する機会、及び IFF で継続中の論議に高いレベルの政治的支援を与える機会を提供したことを認識し、

FAO に対し、特に持続可能な森林経営のために、国家森林プログラムと基準・指標の実施を推進しつつ、森林に関する国内、地域間、及び国際的なプロセスを促進し支援することを求め、

森林火災の原因が多様かつ複雑であることに留意し、そして、世界中の火災の多様な原因と結果に対処する努力や森林火災を防止するための努力を互いに結びつける必要があることを認識し、

98 年 10 月に FAO が開催した森林火災に影響をもたらす公的政策に関する会議を歓迎し、FAO がその勧告を実施するための措置を取ることを奨励し、

政府より要請された支援を提供する観点で、森林火災の根本原因に対処するため、森林火災を防止し、対処するそれぞれの努力の協調を増進させるため、

そして、被災地の復旧を図るため、FAO と他の国際機関、援助機関及び関心国が共に取り組むことを求め、

さらに、99年11月の総会にて検討される FAO の 2000~2015 の戦略的枠組みのドラフトが、砂漠化と干ばつへの対処を含む持続可能な開発に向け各國が総合的なアプローチを取ることが極めて必要であることを強調していること、また、持続可能な農業と食料安全保障を達成する際の森林とその生態系の持続可能な経営の重要性を認識していることに留意しつつ、その存在を確認し、

農業や貿易政策を含む森林分野外の政策によって森林が負の影響を受け得ることに留意し、持続可能な森林経営を支援するためには、総合的な土地利用や貿易と環境の相互補完的な関係を担保する政策が必要であることを認識し、

森林経営における分野横断的なアプローチの重要性、ジェンダーバランスに配慮した開発における参加型意志決定の重要性、及び、持続可能な森林経営と持続可能な開発を達成するための公・民セクター間のパートナーシップを含む更なる協力の重要性を強調し、

森林の重要性に関する人々の意識の向上を図るとともに、森林経営を改善するための知識と情報に関する教育、研究、普及、啓発を強化するための国、地域そして国際的な努力を奨励し、

すべての関心を有する者に対し持続可能な森林経営をより優先させることを求める、資金的支援と技術移転における国際協力に関する IPF 行動提案を再確認し、地方、国家そして国際的レベルで公・民セクターの持続可能な森林経営のための能力開発の必要性を認識し、FAO が林業分野への予算を適切に配分することを促し、第14回林業委員会の勧告を歓迎し、それらの早期実施促進の観点から、FAO 総会での承認を奨励し、

我々がそれぞれ自国の森林経営を向上させることに責任を持つこと、そして、世界的に持続可能な森林経営を達成するために効果的な国際協力を促進することについて、政治的決意を誓約し、

我々は更に以下の点に関して誓約する

- CSD の第8回会合で地球的な森林政策対話のための将来の取決めに関する建設的でかつ前向きな成果を得るために共に取り組むこと
- 特に次回のエル・ニーニョ現象の予測に基づき、森林火災を防止し、管理し、モニターし、抑止するため、そして、将来的には森林火災の根本原因に対処するため、我々の努力をより協調させ、強化すること
- 持続可能な森林経営を支援する分野横断的な政策と活動を促進するた

め、我々がそれぞれ自国の他の省庁のカウンターパートとより緊密に連携すること

図書紹介

◎東南アジアにおけるアグロフォレストリー用樹木の順化 (ROSHETKO, J.M. & D.O. EVANS, eds. 1999. Domestication of Agroforestry Trees in Southeast Asia : Proceedings of a Regional Workshop held November 4~7, 1998, in Yogyakarta, Indonesia. Forest, Farm, and Community Tree Research Reports, Special Issue. Taiwan Forestry Research Inst. and Council of Agriculture, Taiwan, Republic of China ; Winrock Internatl. Morrilton, Arkansas, USA ; and Internatl. Centre for Research in Agroforestry, Nairobi, Kenya, 242 pp. 價格 15 US\$?)

アグロフォレストリーでは各種の樹木が栽培されているが、それらの特性解説を含めて順化はまだ進んでいない。FAO の調査によれば、これまでに植栽されている樹種は、3 熱帯では東南アジアが最も多様であるが、それらも十分に本来の生産性を発揮しているとは言い切れない。生態的に多様性に富む東南アジアでは、在来種・外来種を問わず、樹種・系統の選択や、栽培技術による生産性の向上が重要な課題である。1997 年 4 月、ICRAF と Winrock の間で樹木順化についての共同計画が開始されたが、この計画を支援し、樹木順化のための課題を明らかにし、そして関連機関の間の連携を強めるために、13 か国から 60 名を超える参加者を得て、標記のワークショップが同年 11 月にガジャマダ大学ワナガマ演習林で開催された。本書には 33 篇の報告が載せられているが、それらは国レベルの順化プログラム (11)、国際的な順化プログラム (4)、小規模アグロフォレストリーのための順化 (11)、特別な樹種についての順化活動 (6) の 4 分野 (括弧内の数字は報告数) に纏められ、最後に 4 作業部会の検討結果と参加者の一人の報告が載せられている。この参加者は、ICRAF フィリピン分室の指導を受けながら樹木の順化活動にも参加しているフィリピンの民間人で、ワークショップで学んだことと感想を述べているが、ICRAF の実際的な指導を高く評価しているのが印象的である。ちなみに作業部会は、順化に影響する外的要因、順化すべきアグロフォレストリー用樹木、順化のプロセスと戦略、研修と情報普及の連携の 4 分野であった。

(浅川澄彦)